

外国 PEPs（重要な公的地位を有する者）について

外国 PEPs とは、以下に該当する方のことをいいます。

①外国の元首および過去元首であった者

②外国政府等で重要な地位を有する者として以下に該当する者および過去に当該地位にあった者

- ・我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職
- ・我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
- ・我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
- ・我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
- ・我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職
- ・中央銀行の役員
- ・予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員（我が国における沖縄振興開発金融公庫等の政府系金融機関等のような外国において公共性と信用力を有する法人を想定される。）

③①および②の家族

- ・配偶者（事実婚を含む）
- ・父母
- ・子
- ・兄弟姉妹
- ・上記以外の配偶者の父母および子

④①から③が実質的支配者である法人

以 上